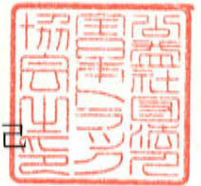




全ト協発第271号(輸)
令和元年9月11日

各都道府県トラック協会会長 殿

(公社)全日本トラック協会
会長 坂本 克己



危険物施設における風水害対策の徹底について

平素は、当協会の事業運営に格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、消防庁危険物保安室長より、令和元年8月27日からの大雨に伴い、河川氾濫の影響で佐賀県大町の株式会社佐賀鉄工所大町工場から大量の焼き入れ油等が流出し、周辺地域に滞留する事故が発生したことを受けて、別紙のとおり、危険物施設における風水害対策の徹底依頼がありました。

移動タンク貯蔵所や地下タンク貯蔵所等の危険物施設における風水害対策については、別紙の留意事項を参考として必要な措置を講じていただくと共に、特に自治体の作成するハザードマップにおいて、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に位置する危険物施設や、過去に風水害による流出が発生した危険物施設においては、重点的に危険物の流出防止を図るよう、本事案を踏まえた運用を図っていただきたく存じます。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解いただき、貴協会傘下の会員事業者に対して、別紙の留意事項を周知徹底していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ①危険物施設における風水害対策の徹底について（令和元年8月29日付け消防危第124号）
- ②[別紙]風水害発生時における危険物保安上の留意事項
（平成30年9月27日付け消防危第179号 文書より抜粋）

【全日本トラック協会 ホームページ掲載先】

<http://www.jta.or.jp/info/pdf/fusuigai2019.pdf>

※本件に関する問い合わせ先

輸送事業部 電話：03-3354-1038



消防危第 124 号
令和元年 8 月 29 日

石油連盟会長
一般社団法人日本化学工業協会会長
石油化学工業協会会長
一般社団法人日本鉄鋼連盟会長
電気事業連合会会長
全国石油商業組合連合会会長
公益社団法人全日本トラック協会会長
日本危険物物流団体連絡協議会会長
日本塗料商業組合理事長

殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物施設における風水害対策の徹底について

令和元年 8 月 27 日からの大雨に伴い、河川氾濫の影響で佐賀県大町町の株式会社佐賀鉄工所大町工場から大量の焼き入れ油等が流出し、周辺地域に滞留する事故が発生しました。

危険物施設における風水害対策については、「風水害発生時における危険物保安上の留意事項について」（平成 30 年 9 月 27 日付け消防危第 179 号。参考資料）に示される留意事項を参考として、必要な措置を講ずるよう運用していただいているところですが、本事案を踏まえ、その徹底をお願いします。

特に、自治体の作成するハザードマップにおいて、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に位置する危険物施設や、過去に風水害による流出が発生した危険物施設においては、重点的に危険物の流出防止を図るよう、貴団体の加盟各社に対して、この旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、このことについては、別添のとおり、都道府県等に対してお知らせしていません。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：竹本、小島、大西

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

別添

消防危第124号
令和元年8月29日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物施設における風水害対策の徹底について

令和元年8月27日からの大雨に伴い、河川氾濫の影響で佐賀県大町町の株式会社佐賀鉄工所大町工場から大量の焼き入れ油等が流出し、周辺地域に滞留する事故が発生しました。

本事案を踏まえ、別添のとおり、危険物施設の関係者において、各施設の風水害対策を徹底するよう、関係事業者団体に対し周知しましたので、お知らせします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されますようお願いいたします。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：竹本、小島、大西

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

風水害発生時における危険物保安上の留意事項について



(平成30年9月27日付け消防危第179号<概要>)

【危険物保安上の留意事項】

<p>平時からの事前の備え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップを参照し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、浸水高さ等を確認する。 浸水等の発生が想定される場合は、被害発生の危険性を回避・低減するための措置について準備を行う。 <p>事前の備えの例</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的な操業の停止や規模縮小、危険物の搬入・搬出の時期や経路の変更等に関する判断基準や実施要領を策定 停電時における温度や圧力等の管理を継続するために必要なバックアップ電源(自家発電設備等)を確保 下記の応急対策に係る従業者等の教育訓練を実施 等
<p>風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視し、浸水、土砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる。 従業者等の避難安全を確保するため、十分な時間的余裕を持って作業する。 浸水等に伴い、大規模な爆発など周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合は、速やかに消防機関等へ通報する。 <p>浸水・土砂対策の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 土のうや止水板等により危険物施設内への浸水や土砂流入を極力防止 配管の弁やマンホールを閉鎖し、危険物の流出防止とともに、タンクや配管への水や土砂の混入を防止 禁水性物質等の水に触れると危険な物品は、高所への移動、水密性のある区画への保管、金属の溶融高熱物は、加熱をあらかじめ停止して十分温度を下げる等 屋外にある容器やコンテナは、高所へ移動、ワイヤーや金具で相互に緊結、重いものを下方に積む等、移動タンク貯蔵所は、高台等へ移動 等 <p>強風対策の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 飛来物により配管等が破損した場合における危険物の流出を最小限にするため、配管の弁等を閉鎖 屋外にある容器やコンテナは、ワイヤーや金具で相互に緊結、重いものを下方に積む 等 <p>停電対策の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物の製造や取扱いをあらかじめ停止 温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、自家発電設備等により所要の電力を確保 等
<p>天候回復後の点検・復旧</p>	<ul style="list-style-type: none"> 点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行う (特に浸水した施設では、作動状況や気密性等を確認)。 電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。

風水害発生時における危険物保安上の留意事項

平成30年7月豪雨や台風21号の影響により、多数の給油取扱所において被害が発生しており、関連機器メーカーからの速報によると、浸水による電気設備の故障、タンクへの水混入、流水による防火塀の破損や舗装面の洗掘、危険物運搬車両の流出、敷地内への土砂の流入・堆積、強風による防火塀や設備・機器の倒壊、キャノピーからのパネル落下等が生じています。

また、港湾のコンテナヤードにおいては、強風によるコンテナの荷崩れ、高潮によるコンテナ流出、積荷のマグネシウムが漏えいしての火災等が発生しています。

さらに、アルミニウム工場（重油の貯蔵・取扱いを行う危険物施設）において、浸水により、アルミニウムの溶融高熱物が水と接触したことによるものとみられる爆発が発生し、周辺建物の延焼、破損等が生じています。

これらの被害状況や、風水害に伴う停電の影響等を踏まえ、危険物保安上の主な留意事項を以下のとおりまとめました。危険物施設の関係者において、各施設の形態や危険物の貯蔵・取扱い等の状況に応じ、必要な措置を講ずるに当たっての参考としてください。

(1) 平時からの事前の備え

ア 危険物施設が所在する地域のハザードマップを参照し、当該施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているかどうかや、降雨や高潮に伴う浸水高さ等を確認しておくこと。

イ 上記アを踏まえ、当該施設において、長雨や台風の接近に伴い浸水等の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するために必要な措置を検討し、計画策定や教育訓練等の準備を行うこと。

〈事前の備えの例〉

- ・ 計画的な操業の停止や規模縮小、危険物の搬入・搬出の時期や経路の変更等に関する判断基準や実施要領を策定する。
- ・ 停電時においても温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、自家発電設備等のバックアップ電源を確保する。
- ・ 下記(2)の応急対策について、従業者等の教育訓練を行う。 等

(2) 風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策

ア 危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視し、浸水、土砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずること。

〈浸水・土砂対策の例〉

- ・ 土のうや止水板等により危険物施設内への浸水や土砂流入を極力防止する。
- ・ 配管の弁やマンホールを閉鎖し、危険物の流出を防止するとともに、タンク

や配管への水や土砂の混入を防止する。

- ・ 禁水性物質や金属の溶融高熱物など、水と触れると危険な物品については、高所へ移動する、水密性のある区画で保管する、金属の溶融高熱物の加熱をあらかじめ停止して十分温度を下げる等の措置を講ずる。
- ・ 屋外にある容器及びコンテナは、流出防止のため、高所へ移動する、ワイヤーや金具で相互に緊結する、重いものを下方に積む等の措置を講ずる。また、移動タンク貯蔵所についても、高台等への移動を実施する。 等

〈強風対策の例〉

- ・ 飛来物により配管等が破損した場合における危険物の流出を最小限にするため、配管の弁等を閉鎖する。
- ・ 屋外にある容器及びコンテナは、転倒防止のため、ワイヤーや金具で相互に緊結する、重いものを下方に積む等の措置を講ずる。 等

〈停電対策の例〉

- ・ 危険物の製造や取扱いをあらかじめ停止しておく。
- ・ 温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、自家発電設備等により所要の電力を確保する。 等

イ 上記アの対策を講じるに当たっては、従業者等の避難安全を確保することが必要であり、十分な時間的余裕をもって作業を行うこと。

ウ 浸水等に伴い、大規模な爆発など周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合には、速やかに消防機関等への通報を行うこと。

(3) 天候回復後の点検・復旧

ア 点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行うこと。

特に、浸水した施設では、電気設備のほか、危険物を取り扱う設備や配管も損傷している可能性があるため、目視点検だけでなく、作動状況や気密性、危険物への水の混入状況等について確認を実施すること。

また、台風等による強風や大雨に見舞われた浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の点検・復旧については、「浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の保安対策の徹底及び応急措置体制の整備について」（平成 25 年 7 月 31 日付け消防危第 141 号・消防特第 154 号）を参考として対応すること。

イ 電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認すること。